

「事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金（産休・育休取得支援補助金）」募集要項

親が子どもと向き合う時間が持てるよう、また、社会全体で子育て家庭をサポートできるように、「事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金（産休・育休取得支援補助金）」を今年度も継続することになりました。対象の従業員の方がいらっしゃる場合は、申請をご検討ください。

1. 産休・育休取得促進支援の概要

産休・育休の取得促進（継続雇用）のための支援

⇒従業員が産休・育休をとった後復職した場合に、定額（1人につき30万円）を交付

2. 対象

市内に事業所を有し、三豊市在住者を雇用している事業者で、三豊市在住の従業員に連続して6か月以上の育児休業を取得させた後、従業員が復職した日の属する月が満了した事業者
※市税の滞納がないこと

注意 1事業者につき累計で対象従業員3人を補助対象の限度とします。

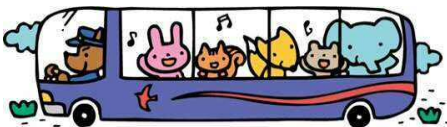
3. 申請期限及び申請書類

随時受付を行います。令和2年3月16日（月）までに交付申請書及び下記添付書類を提出してください。

①法人の登記簿謄本	⑤対象従業員に対象となる子どもがいることが確認できる書類の写し
②事業者が行っている事業の概要が分かる書類	⑥対象従業員の就労実績等に関する書類の写し
③対象従業員が提出した育児休業申出書の写し	⑦市税に係る納税証明書
④労働協約又は就業規則の写し	⑧その他市長が必要と認める書類

※様式については、市ホームページからダウンロードしてください。

*その他、詳細については市ホームページをご覧ください（Q&A等も掲載しています）。また、補助金を交付した事業所には、子育て支援に関するアンケート等へのご協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。



【お問い合わせ】

三豊市健康福祉部子育て支援課 担当：井上

TEL：0875-73-3016

FAX：0875-73-3023

E-mail：kosodate@city.mitoyo.lg.jp